

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する補助を実施します

札幌市

◆補助の概要

札幌市では、「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の規定に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段※を利用しやすい環境を整備していくこととしています。その一環として、市民や事業者等が自主的に行う障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する取組に係る経費の全部又は一部を補助します。

※障がい特性に応じたコミュニケーション手段とは・・・

手話(触手話及び弱視手話を含む。)、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいいます。

◆補助の対象

- ・札幌市内に事業所を有する事業者
- ・札幌市内において活動する町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

◆補助の種類等

補助の種類	コミュニケーションツール作成費補助
対象経費	・点字メニューの作成 ・資料等の音訳版の作成 ・コミュニケーション支援ボードの作成 ・事業等紹介動画への手話通訳付与など
上限額	1万円
補助件数	5件
補助率	10/10



※2027年3月31日までに実施するものに限りです。

※原則として、複数回補助を受けることはできません。(それぞれの補助を1回ずつ利用することは可能。)

◆申請方法

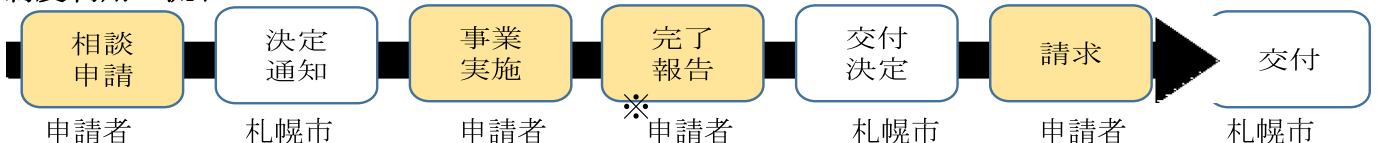
- 1 札幌市公式ホームページのスマート申請フォームから申請。
- 2 市役所障がい福祉課や札幌市公式ホームページにて配布・掲載する申請書等に、下記の必要な書類を添付し、**持参か郵送**で提出。
 - ・札幌市コミュニケーションツール作成費補助金交付申請書、誓約書
 - ・作成しようとするコミュニケーションツールの内容がわかる仕様書、カタログ等
 - ・対象経費の見積書(対象経費相当額が明記されたもの)等の写し

◆受付期間

2026年4月1日(水曜日)から2027年2月26日(金曜日)まで(必着)

※予定件数に達した時点で受付を終了します。(先着順)

◆制度利用の流れ



※完了報告の際には、領収書(対象経費相当額が明記されたもの)の写し等が必要です。

◆申込状況の確認

申込状況等については、札幌市公式ホームページ上で随時公表します。

◆申請・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課在宅福祉係
〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目市役所3階南側

電話: 011-211-2936 ファクス: 011-218-5181 電子メール: zaitaku@city.sapporo.jp

H P: <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/communication/hojo.html>